

精華小学校

いじめ防止基本方針



平成 30 年 2 月改定

津野町立精華小学校

目 次

はじめに	P 1
第1 いじめの防止等の対策に関する基本理念	P 1
第2 いじめ対策	P 2
第3 いじめの理解	P 2
第4 いじめ防止対策委員会	P 3
(1) 組織の役割	
(2) 組織の構成員	
(3) 組織運営上の留意点	
第5 いじめ防止のための取組	P 4
第6 いじめの早期発見、早期対応等	P 4
(1) いじめの発見	
(2) いじめの対応	
第7 PTAや地域の関係団体との連携について	P 6
(1) PTAや地域の関係団体との連携促進	
(2) 地域とともにある学校づくり	
第8 重大事態への対処	P 6
(1) 重体事態の発生と調査	
(2) 重体事態の報告	
(3) 調査の趣旨等	
(4) 調査を行うための組織について	
(5) 事実関係を明確にするための調査の実施	
学校におけるいじめの防止等に係る取組のチェックリスト	P 8
いじめ防止等の対策のための委員会及び保護者・地域・関係機関	

精華小学校いじめ防止基本方針

津野町立精華小学校

はじめに

いじめは、いじめを受けた子供たちの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

一人でも多くの子供をいじめから救うためには、子供のモデルとなるべき大人一人一人が、互いの違いを認め合い、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるような人権感覚を育むと同時に、子供の心に寄り添いつつも、「いじめは絶対許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはいかなる理由があろうとも許されない」という認識と「いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうる」という意識をもち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

また、いじめの解決を通して、子供たち一人一人が「夢」や「志」をもち、その実現に向けて自分の力を思う存分発揮できる学校づくりを進めなければならない。

このような基本理念のもと、いじめ問題の克服に向けて、学校・家庭その他の関係者が連携しながら、それが主体的・積極的に取り組むよう、「精華小学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめ防止のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

第1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童に関する問題である。いじめ防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

いじめの防止等の対策は、全ての児童がいじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを認識しながら放置することができないよう、いじめが児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて児童が十分に理解できるようにすることを旨として行われなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、学校、家庭、地域住民、その他の関係者の連携のもと、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

第2 いじめの対策

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

〈運用上の注意点〉

- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立って行う。
- 「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。
- 当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童の感じる被害性に着目して見極める。
- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「いじめ防止対策委員会」を活用して組織的に行う。

第3 いじめの理解

いじめは、どの子供にも、どの学校にも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

また、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えていたる「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

第4 いじめの防止対策委員会

当該組織は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。当該組織は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応する。いじめに係る疑いがある時には、当該組織が組織的にいじめであるかどうかの判断を行う。

情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずにすべて当該組織に報告・相談する。加えて、当該組織に集められた情報は、児童ごとに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

また、当該組織は、各学校の学校基本方針の策定や見直し、各学校で定めた取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかつたケースの検証、計画の見直しなど、各学校のいじめの防止等の取組についてPDCAサイクルで検証を担う。

(1) 組織の役割

- いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間指導計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- いじめの相談・通報の窓口としての役割を担う。
- いじめの防止等の対策の取組に関するチェックシート（教職員用、児童用、保護者用等）の作成・検証・修正を行う。 →別紙チェックシート
- いじめに関する校内研修の企画・検討を行う
- いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集に努め、記録等を通し情報の共有化を図る。
- いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援体制・対応方針の決定、保護者との連携等の組織的な対応の中心となる。
- 重大事態の調査のための組織について、学校がその調査等を行う場合の母体となる。

(2) 組織の構成員

構成する教職員は、校長、教頭、生徒指導担当、人権教育主任、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとする。

個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって、関係の深い教職員や教育支援センター指導員等の外部専門家を追加する。

(3) 組織運営上の留意点

重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、この組織を

母体としつつ、当該事案の性質に応じて専門家を加えるなどの方法によって適切に対応する。

第5 いじめ防止のための取組

<学校づくり・授業づくり>

- すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていく。
- 学校、学級における一人一人の児童の居場所づくりを進めていく。
- 授業改善を進め、すべての児童が参加・活躍できる授業を工夫する。

<集団づくり・児童理解>

- すべての児童に集団の一員としての自覚や自信を育む。
- 互いを認め合える人間関係・学校風土を児童自らが作りだせるようにする。
- 障害（発達障害を含む）のある児童についての理解を深める。
- 児童自らが人と関わることの喜びや大切さに気づくことや、互いに関わり絆づくりを進めていくことができるような学級活動、学校行事等の運営に努める。

<生徒指導>

- チャイムが鳴ったら着席する習慣や、授業中の正しい姿勢の徹底、発表の仕方や聞き方の指導など、学習のきまりを確認し、身に付けさせる。
- いじめている児童や、周りで見ていたりはやし立てたりしている児童を容認することがないようにする。
- 児童自身が、いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちでできることを主体的に考え、行動できるように働きかける。

<教職員の資質能力の向上>

- いじめ防止のための年間指導計画に、すべての教員が互いの授業を参観し合う機会を位置づけ、実施していく。
- 教師の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないようにする。
- 「いじめられる側にも問題がある」かのように受け止められかねない認識や言動を示さない。

第6 いじめの早期発見、早期対応等

(1) いじめの発見

- いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。（教育相談体制や生徒指導体制の充実、教職員の資質の向上のための研修やアンケート等を実施）
- 気になる変化や、気になる行為等、気づいた情報は、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）をメモし、職員が確実に共有し（個人情報の管理に

注意) 速やかに対応する。

- 得られた目撃情報等を集約し、必要に応じて関係者を招集し、その後の対応を考える体制をつくる。
- 児童の実態把握のため、教職員と児童の間で交わされる日記等も活用する。
- 保護者にも協力してもらい、家庭で気になる様子はないかを把握する。
- 積極的に保護者からの相談を受け入れる体制や、地域からも情報を寄せてもらえる体制を構築する。
- 普段から児童の生活を把握するために生活アンケートやQ-Uアンケート等を活用し、必要に応じ個人面談を行う。
- 児童の相談には、小さなことでも誠意を持って対応する。
- 児童や保護者に「24時間相談ダイヤル」の周知をする。

(2) いじめの対応

- 速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通す。
- 加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- いじめの対策のための「組織」が、いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。
- 判断材料が不足している場合には、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行う。
- いじめであると判断されたら、被害児童のケア、加害児童の指導など、問題の解消まで、「組織」が責任を持つ。
- 問題の解消とは、単に謝罪や責任を形式的に問うことで達成されるものではないことを理解する。
- 加害児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難と考えられる場合や、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、教育委員会とも連絡を取り、所轄警察署と相談して対処する。
- 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ネット上のいじめには必要に応じて地方法務局の協力を求めたり、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報したりするなど、外部の専門機関に援助を求める。
- いじめが「重大な事態」と判断された場合には、教育委員会からの指示に従って必要な対応を行う。
- 児童の人格の成長に主眼を置き、問題の再発を防ぐ教育活動を行うことが問題の解消になるという考え方で動き、その後の経過も見守り続ける。
- いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるような教育活動を行う。

○学校における情報モラル教育を進める。

第7 P T Aや地域の関係団体との連携について

(1) P T Aや地域の関係団体との連携促進

○P T Aや地域の関係団体と連携し、いじめ問題の背景となっている子供を取り巻く諸問題や、子供のサインに気づく方法等に関する研修を行う。

○いつでも悩みを相談できる県内の教育相談事業に関わる広報カードやチラシ等を配付し、周知する。

(2) 地域とともににある学校づくり

○学校と保護者・地域住民等が一体となって地域の子供を育み、いじめ問題の解決を進めていくために、開かれた学校づくり推進委員会とともに、学校のいじめ問題の取組について検証する。

第8 重大事態への対処

(1) 重大事態の発生と調査

学校は、「重大事態」に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、重大事態委員会を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

(2) 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告し、その事案の調査を行う主体の判断を仰ぐ。

(3) 調査の趣旨等

重大事態の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。

重大事態への対処に当たっては、いじめを受けた児童やその保護者からの申立てがあったときは、適切かつ真摯に対応する。

(4) 調査を行うための組織について

重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、重大事態委員会（仮称）を設ける。

この組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、教育支援センター

指導員等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）に参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

（5）事実関係を明確にするための調査の実施

調査は、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

学校におけるいじめの防止等に係る取組のチェックリスト（教職員用）

学校におけるいじめの防止等の取組に関して、全教職員で共通理解し、組織的に実行できているかをふり返り、当てはまる数字に○をしてください。

4…よくできている、3…おおむねできている、2…あまりできていない、1…できていない

1 いじめの防止のための取組

	項目	チェック
授業づくり 学校づくり	児童が規律正しい態度で主体的に授業や行事に取り組めるよう指導・支援を行っている	4 3 2 1
	全ての児童が参加できる授業づくりに努めている	4 3 2 1
		4 3 2 1
		4 3 2 1
生徒理解 集団づくり	互いのよさや違いを認め合う集団づくりに努めている	4 3 2 1
	児童理解や人間関係の把握に努めるとともに、児童一人一人と会話するよう心がけている	4 3 2 1
		4 3 2 1
		4 3 2 1
生徒指導	生徒指導の視点を大切にした授業づくりについて、全教職員が共通して取り組むよう努めている	4 3 2 1
	児童が「死ね」「うざい」等、人を傷つける言葉を発した時には、その場で注意・指導するよう努めている	4 3 2 1
		4 3 2 1
		4 3 2 1
教職員の 資質能力向上	教師の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたりいじめを助長したりすることの無いよう、細心の注意を払っている	4 3 2 1
	いじめ認知の視点について、教職員間で定期的に確認している	4 3 2 1
		4 3 2 1

2 いじめの早期発見、早期対応等

	項目	チェック
いじめの 発見	日常の観察に加え、アンケートや面談、個人ノートなどを活用し、児童の実態把握に努めている	4 3 2 1
	いじめの疑いや気になる兆候が見られる場合には、校内の「いじめの防止等の対策のための組織」に報告し、複数の教職員で情報を共有したうえで見守るようにしている	4 3 2 1
	児童の人間関係等を観察しながら、「もしかして、いじめではないか」という視点を常に意識している	4 3 2 1
		4 3 2 1

いじめの対応等	被害児童や情報を提供してくれた児童を守り通すことを前提に、組織で迅速に対応することに努めている	4 3 2 1
	加害児童への指導について、その行為に対しては毅然とした態度で指導をしたうえで、行為の背景などに寄り添い、根本からの改善に努めている	4 3 2 1
		4 3 2 1
		4 3 2 1

3 家庭や地域の関係団体等との連携促進

項目	チェック
学校行事や学級での出来事などについて、学級通信等で情報発信するよう努めている	4 3 2 1
児童の様子で気になることがあれば、大小にかかわらず家庭へ連絡したり、保護者から聞き取ったりするよう努めている	4 3 2 1
P T A活動や地域の行事などに進んで参加するよう努めている	4 3 2 1
	4 3 2 1

4 取組全体を通しての成果や課題、改善点などについてお書きください。

--

いじめの防止等の対策のための委員会及び保護者・地域・関係機関

いじめの情報
アンケート、教育相談、児童生徒からの訴え、
保護者からの訴え 等。

【報告】

【いじめの防止等の対策のための委員会】

【重大事案の対策のための委員会】

＜校内＞

校長、教頭、生徒指導担当、人権教育主任

特別支援教育コーディネーター

S C、S SW、津軽町教育委員会・教育支援センター指導員
回答者担当 等。

その他状況に応じて 関係学科担任 等。

※いじめの把握・検査

※いじめに対する平和指導計画の教材

※指導者会議の決定

※いじめに対する不振の評価検討

※チェックリストの作成

※監視者の対応

※いじめに対する校内外連絡企画検討

連絡

校内組織
委員会
校内大権会館 等。

保護者・地域・関係機関

PTA、

学校評議会

(開かれた学校づくり推進委員会)

警察署(駐在所)

少年サポートセンター

地方法務局

県教育委員会事務局人権教育課